

労働安全衛生法に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査の対象者の見直しについて

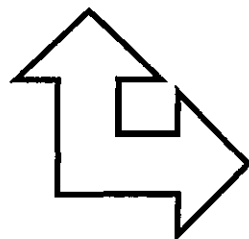
1. 経緯・考え方

- 結核予防法(現在は感染症法)において結核を早期に発見するために行われてきた定期の健康診断は、結核患者の発見率の低下等により、一律的・集団的な実施からリスクを考慮した実施へと見直され、対象者が学校、医療機関、社会福祉施設等の労働者等に限定された。
- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査については、労働者の健康を確保する観点※から実施されているため、その取扱いに関し調査・研究を行った結果、以下のように対象者の見直しを行うもの。

※ 結核の早期発見、呼吸器等他の疾病の早期発見及びその結果に基づく適切な就業上の措置を実施している

2. 見直し内容

- 40歳以上の労働者: 全員に実施 …40歳未満に比べて異常所見率が有意に高いため
 - 40歳未満の労働者: 以下の者以外のものであって、呼吸器疾患等の自覚症状、既往歴等を医師が総合的に判断した上で、必要でないとした労働者は省略可
 - ア 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている学校、医療機関、社会福祉施設等の労働者
 - イ 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の労働者 …呼吸器等の健康状態の継続的な把握等に必要のため
 - ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者
…じん肺健康診断を実施しない2年間についても、じん肺等の早期発見の機会を確保するため
- ⇒ 省令等を改正し、平成22年4月1日の施行を予定



(参考)感染症法

65歳以上
○全員

65歳未満
○学校、医療機関、社会福祉施設等の労働者等

